

大分の中国人に関する覚書

On Chinese in Oita Prefecture Japan

簡論中国人在日本大分県

松本武彦

Takehiko MATSUMOTO

關於日中戦争結束后的旅日中国人的研究目前還凡乎是一個空白、連事實真相的記錄也還很少見到。本論一文追溯了戰后日本政府对旅日中国人的政策的变化、对中国人在地方上的影響和作用進行了初步探討。在戰結束后的7年之間、日本的出入国主管機關變換了7次、給憶于应付這種管理体制的变化的在日本的 외국인帶來了困難。戰后不久、在全国的42個縣市、包括大分県在內、成立了「華僑連合会」、日本全国性的組織「華僑總會」也于1946年4月在東京成立。

1947年5月新的外国人入境法頒布了。大分県当局為了徹底貫徹這一法令在对市・区・村等下級部門進行指導的同時、將外国人团体的幹部們召集起来請求他們予以協助。留在日本的中国人一部分被送回了中国、當時、在各主要車站・港口都有県里的幹部值班監督。根拠大分県図書館所蔵的「大分県行政資料」中的有關於外国人入境史料的記載、在1947年9月、在大分県的外国人總数是10,971人、其中中国人238人、朝鮮人10,692人。在外国人入境法实施前后、旅居大分県的中国人的百分之八十以上是住在市区、男女比例凡乎是一比一。當時有25位女性的名字很象日本人、故普遍認為她們出生在日本。這些被認為出身地是日本的女性約占全体女性的三分之一以上。

戰后制訂的關於外国人的待遇的法律条款、内和外的概念十分鮮明地区分開了、明確形成和反应了強大的日本国家的意志。可是、对外国人政策的混乱不僅有着造成国家間不和的危險、更有着釀成民族間不信任的危險性。

I 問題の所在

1945（昭和20）年以降即ち第二次世界大戦の終結から現在にいたる時期に、日本に在留した中国人（華僑）に関する歴史的研究は、極めて手薄であると言わざるをえない。当時としては現状分析的研究だったが、年月の経過とともに歴史的研究の史料としても扱ひ得るものとなった内田直作・塩脇幸四郎の研究は、この問題に関するほとんど唯一のまとまった著作である。⁽¹⁾戦後の中国人の組織化などについては、神戸・大阪に関してなされた許淑真による実証的研究が目立つが、その他には、神戸という限定された地域に関し研究というよりは一種の記録の如き意味を持つ鴻山俊雄の記述がある程度である。⁽²⁾大戦中をも含めれば、中国人に対する日本の法的待遇という面からの植田捷雄による研究があり、また、本国の第二次大戦後の華僑政策の研究には、「反共」という立場からのものだが日華文化協会によるものがある程度である。⁽³⁾

日本における外国人に関する諸問題というかたちで視野を広げれば、在日韓国・朝鮮人の研究には、一定の蓄積がなされていることに気付く。梶村秀樹編『朝鮮現代史の手引』の在日朝鮮人の項には、⁽⁴⁾在日中国人研究にとっても示唆的な研究が紹介されている。特に戦後の研究に限定すれば、平和条約の調印から発効までの日本政府・韓国政府・GHQの対応などを検討し

た飛田雄一⁽⁷⁾の研究や、朝鮮人の自治組織の形成などを詳細に後付けた内海愛子の労作⁽⁸⁾などがある。また、ほかならぬ大分に関しても、戦前・戦中が主対象ではあるが古庄ゆき子による研究や『県史』での言及⁽⁹⁾など、質的・量的に一定水準に達しており、在日中国人研究のそれと対照的である。

戦後期の在日中国人に関する研究は、事実問題についての検討ですら未着手部分が多い。大分に関して言えば、大友氏治下の府内（現 大分）や臼杵における「唐人」については考察の対象となってきたが、近代以降の中国人に関してはまとまった研究が無く、ましてや戦後については断片的言及にとどまっている⁽¹⁰⁾。

研究の豊富な在日朝鮮人よりも、近代の在日諸民族という観点からすれば、より長い「在日」の歴史を持つのは、他でもなく中国人（華僑）であり、しかも1945年以降を検討の課題とすることは、その時期が〈今現在〉の我々がかかえる諸問題の、因果関係のうえからはもちろん、直接的な認識の及ぶ範囲という意味からも、文字通りその淵源を追求することになるのである。以上の基本認識に立って、以下に本稿がおこなおうとするのは、研究上の空白を埋める作業の第一歩を踏み出すことはもちろんだが、大分に例をとって検討することで、地域社会における中国人の存在のあり様についても初歩的な検討を加えてみることにある。

II 在外中国人をめぐる東アジアの国際環境

1. 日本および占領下の日本

1945年8月の終戦とほぼ同時に、解放された中国人や朝鮮人は、新たな状況に応じて活動を始めた⁽¹¹⁾。1945年以降の日本における中国人などの人口は、表1のとおりである⁽¹²⁾。1946（昭和21）年2月、GHQは帰国希望者の調査のため、中国人・台湾人・朝鮮人などの登録を開始⁽¹³⁾。同年3月、帰国した中国人・台湾人・朝鮮人などの日本再入国は、GHQの許可が必要となった⁽¹⁴⁾。同じ3月、厚生・内務・司法の3省は、在留する中国人・朝鮮人の調査をおこない、厚生・内務・司法共管省令第1号として朝鮮人・中華民国人等の登録令を発し、氏名・年齢・帰還希望の有無などの登録を求めた⁽¹⁵⁾。同年4月、GHQは、「日本における非日本人の入国及び登録に関する件」なる指令⁽¹⁶⁾で、出入国許可の権限は自らに有り、登録は日本政府においておこなうよう命令した⁽¹⁷⁾。1946年4月以降の、不法入国者検挙数は表2のとおり⁽¹⁸⁾。1947（昭和22）年1月、GHQゼネスト中止指令。同年5月2日、外国人登録令（昭和22年勅令第207号）が公布・施行され、外国人は30日以内に市町村役場に届出の義務を課された。しかし、戦後の混乱期でもあり政府は届出期限を同年7月31日まで延長、さらに8月31日まで再延長した⁽¹⁹⁾。登録令施行細則第10条により、台湾出身者のうち中華民国駐日代表部から僑民登録証の交付を受けたものが、外国人とみなされた⁽²⁰⁾。在日朝鮮人については、GH

表1 主要在留外国人人口（1947年12月～1952年3月）〔人〕

年月	総数	朝鮮	韓国	中国	台湾	アメリカ
1947年12月	639368	598507		19770	13119	2249
1948年12月	648045	601772		21488	15444	2936
1949年12月	645583	596879		21945	16637	3293
1950年12月	598696	467470	77433	22680	17801	4962
1951年12月	621993	465543	95157	24430	18947	7449
1952年3月	626998	464774	99684	24583	19322	7731

Qは1946（昭和21）年11月、帰還しない朝鮮人は日本国籍とみなし日本の法令にしたがわねばならぬことを表明しており、このことは在日朝鮮人を「『取締る体制』が確立された」ものとする見解がある⁽²¹⁾。1947（昭和22）年6月内務省調査局は、各都道府県知事あてに「外国人登録事務取扱要領」を示した。「第1 申請」から「第10 その他」にわたり登録実務の要領を説明したもので、たとえば「第2 申請書」の「3 記載要領（1）」は、特に中国人の氏名の記載方法につい

て、日本式の読み方（原語の発音によるものではなく）によって片仮名を付すこと⁽²³⁾とまで具体的に示している。前述の、同年8月31日までの再延長は、その決定が突然なされたため、登録の窓口において実際に再延長の措置がとられた形跡はないという。1947年9月末集計の登録人数は、総数56万6642人、うち朝鮮が52万9907人（約93.5%）で最も多く、ついで中国（台湾を含む）2万9932人（約5.3%）などとなっている。ただし、この登録は、極めて不正確なもので、二重登録など不正が10万人近く存在したといわれる⁽²⁴⁾。1949（昭和24）年10月、中華人民共和国成立。この後、同じ中国人といっても台湾出身者と大陸出身者との間に、日本政府による処遇の違いが出てくることになる。翌1950（昭和25）年勃発の朝鮮戦争により、朝鮮籍の者にも同じ事が生じることになる。1949年12月の政令により、日本政府は、1947（昭和22）年に登録した者の登録切替を1950（昭和25）年1月16日から同月20日までにおこなうことを明らかにした。しかし実際の切替事務は同年3月30日までにおこなわれた。登録証の有効期限は3年で、従来は市町村ごとの登録番号を、全国一連番号に改めた⁽²⁵⁾。同じ年施行された新国籍法は、日本に帰化した者への差別は認めぬが「破壊分子」の帰化は容認しない性格となっており、外国人登録令の施行とあいまって、「法的に『日本人』が確定」することになった⁽²⁶⁾。

1951（昭和26）年9月、日本政府は、対日講和条約いわゆるサンフランシスコ条約に調印した。これにより日本国籍を失うこととなった朝鮮人・台湾人には「特殊事情を考慮して」、1945年9月2日以前から条約の発効の日まで引き続き在留しているものおよびこの間日本で出生したものは、別途定めるまで在留資格なしでも在留できるように措置した⁽²⁷⁾。1951年10月、出入国管理令公布。さらに、翌1952（昭和27）年4月、日華平和条約が調印された。サンフランシスコ条約および日華平和条約の締結は、日本がアメリカの中華人民共和国敵視政策に同調し、日中の伝統的結びつきを人為的に分断し、日本資本主義の対外市場構造をアメリカと東南アジアに向けさせることになったという⁽²⁸⁾。ただし、日本側首脳⁽²⁹⁾の度重なる条約の適用範囲に関する主張により、中華人民共和国との将来における交渉の余地は残った⁽³⁰⁾。

1952（昭和27）年4月、外国人登録法が公布、同日施行された。従来の外国人登録令では、通達によって「外国人登録カード」が都道府県・主務官庁に各1部ずつ保管されていたが、この外国人登録法で、市区町村保管の登録原票の写票を都道府県・法務省（入国管理庁）に保管することが決められた。切替は2年に一度となった。その他、登録原票作成のため市区町村長に調査権が与えられ、また、罰則に懲役刑などが導入されたり、指紋制度（実施は昭和30年4月から）が設けられるなど、極めて強制力の強いものとなった⁽³¹⁾。登録法は、「在留資格」というあらかじめ定められた一定の条件に合致しないものは日本に在留できないという基本的立場に

表2 国籍別不法入国者検挙数〔人〕

年（月）	総数	朝鮮	中国
1946年4月～12月	17737	17733	4
1947年	6192	6010	117
1948年	8167	7978	87
1949年	8702	8302	87
1950年	2858	2434	21
1951年	4420	3503	94

立っていた。上述の、1945年9月2日以前から条約の発効の日まで引き続き在留しているものおよびこの間日本で出生した朝鮮人・台湾人には別に定めるまで在留資格なしでも在留できたのに対し、同じ中国人でも、中華人民共和国籍の中国人は、条約の発効により日本国籍を喪失したものではないので、在留資格申請の義務を負った。ただし、戦前からの居住者＝華僑には、「永住許可」を与えた⁽³³⁾。一部の華僑は、出入国管理令・外国人登録法の内容説明を受ける機会を持った⁽³⁴⁾。もっとも、日本が承認していない国たとえば中華人民共和国の出身者には、日本を出国した場合に、「再入国許可」に関して問題が生じた⁽³⁵⁾。外国人に対する管理強化は、サンフランシスコ条約以後のいわゆる「逆コース」のひとつとしてとらえられており、治安対策の一環としてその背後に「外国人＝朝鮮人・台湾人＝共産主義者という図式があった」ともいわれる⁽³⁶⁾。

以上みてきた戦後日本の出入国管理体制は、たとえばその主務官庁が、内務省から大蔵・内務・厚生・司法・運輸の各省共同管理へ、内務省の廃止（1947年）を経て出入国管理連絡協議会（1949年、外務・法務・厚生・国家警察）、さらに出入国管理庁（外務省外局）・入国管理庁（外務省外局）そして法務省（1952年7月より）⁽³⁷⁾へと、わずか7年間のうちに7の行政組織の間を移動しており、国政全体の混乱期であったという大状況を考慮しても、在留外国人に対する諸行政ははげしい混乱のもとにあったとみざるをえず、したがってそれへの対応をいちいち迫られた在日外国人は、「在日」それ自体が大きな苦痛を伴うものであったと考えられる。

2. 中国国民党

1945年秋、戦勝国たる中華民国の駐日代表団が来日し、「中華民国駐日代表団僑務処弁理旅日僑民登記弁法」⁽³⁸⁾が公布された。1945年9月、中国軍事代表団の外交部先遣部員として劉増華・凌万寿が来日し、翌1946年5月、代表部は聯絡部と領事部に改組されて、劉が領事部主任となった⁽³⁹⁾。既に触れたが、1946年6月には、中華民国政府が「在外台僑国籍処理弁法」を公布し、台湾出身者の中国籍の回復がなされ、また駐日代表部は「華僑登録証」⁽⁴⁰⁾を発行した。1949年10月、中国大陸を有効に支配するのは中国共産党の指導する中華人民共和国となり、従前の中華民国は事実上台湾島に拠るのみとなった。国民党は、1950年12月には、入境証明書の書式や関係法令をまとめた『華僑投資台湾工硯事業導論』⁽⁴¹⁾といった、台湾への投資を勧誘する書籍を出版し、また、従来から存在した「華僑回国投資條例」を補足するかたちで「僑務委員会核發僑民來台投資入境証明弁法」⁽⁴²⁾を制定するなどし、華僑の引きつけを図った。1951年にも国民党は、何世礼を団長とする軍事代表団を東京に送った⁽⁴³⁾。

サンフランシスコ条約締結交渉の場に中国代表は招かれず、従って日中の講和は、これも前述の1952年の日華平和条約によって国民党・台湾に対しては成立し確認された。ただし、サンフランシスコ条約が締結される以前に、ダレスと顧維鈞との間で、対日講和に関する意見交換がおこなわれた⁽⁴⁴⁾という。

1952年10月、台北で僑務会議が第1次大会から第12次まで開催された。さまざまな決議などがなされたが、たとえば日本関係では、長崎華僑時中小学校の校費補助に関する決議案、日本と南アジア間の貿易促進に関する決議案などが会議に提出された⁽⁴⁵⁾。会議参加者は、僑務委員長鄭彦棻以下の委員23名、日本からは林以文・張子良・周祥賡を含む28名が出席、僑務委員などを除いた216名が海外各地から参加した⁽⁴⁷⁾。

1953年11月「赴日探親弁法」が公布された。日本にいる親族を訪問することに関する政令で、親族の範囲や訪問の理由、訪問の申請方法などについて定めたものである⁽⁴⁸⁾。

総じて、この時期の国民党の華僑政策は、きわめて積極的におこなわれた。その背景には、中国大陸において共産党に対し劣勢であったという状況であろう。海外華僑の、国民党に対する支持を得るためには、積極的華僑政策が必要だったのであり、日本在留中国人・華僑に対しても、上に見たように、国民党は様々な政策的働きかけを活発におこなった。

3. 中国共産党

1949年10月、中華人民共和国が成立した。中国共産党は、共和国成立後直ちにすなわち同年10月、北京に華僑事務委員会を設置した。主任には、何香凝が就いた⁽⁴⁹⁾。孫文以来の革命運動のベテランであって多方面に友人を持ち、廖承志の母親でもあった。

一般に、中国共産党の華僑政策は、成立後5年間は積極策をとらず、この間首尾一貫した華僑政策と呼べるものはなく、実際に行ったことは国民党とかわりがなかった⁽⁵⁰⁾といわれる。

1952年4月の日華平和条約調印を、中国共産党は、はげしく非難した。ただしその非難の特質は、日本に対する非難というよりも、対米批判に重点が置かれており、その本質は日米の結びつきに対する警戒感といったものだった⁽⁵¹⁾とされる。日本との国交は結ばれていなかったが、1953年12月には中国経済視察団が神戸を訪れ、翌年にもやはり神戸に中国紅十字会訪日代表団がやって来て華僑との交流などもおこなった⁽⁵²⁾。1956年には、中国訪日京劇代表団が訪日した⁽⁵³⁾。

同じ1956年の10月、北京で第1回全国帰国華僑代表大会が陳嘉庚主席のもと開催され、さらに、同年12月中華全国帰国華僑連合会が発足した⁽⁵⁴⁾。中国共産党による中華人民共和国の華僑政策は、ようやく1955年以降になって本格化し始めたわけであり、既に見た国民党の対応と比較して、政策などの決定はきわめて緩慢におこなわれたと言えよう。

III 日本の敗戦と華僑

戦後の在日中国人・華僑は、戦前から日本に在住し、小商人が多く貿易商も小規模ないわゆる三把刀中心の旧華僑と、台湾から戦後派遣された貿易代表団に起源を持つといわれるいわゆる新華僑とに、分けられることになった。しかし、新旧いずれにしても日本における華僑は、終戦直後の一時期を除き経済的地位は低く、それは華僑自身の工業・商業分野への取組が未発達であったこと、また、本国の健全な商業政策による後援がなかったことなどに起因している⁽⁵⁵⁾。1959（昭和34）年の数値であるが、出身地別在留中国人の人口は表3のとおり。一方、1951年段階で、都道府県別に43の地方組織が出来ており、それらの下部組織の「自治会」も存在した。華僑学校は10校、新聞も『内外時報』・『政治経済新聞』・『華僑新聞』・『中華新聞』等々が発行されていた⁽⁵⁷⁾。華僑の経済的地位は高くなかったが、戦勝国民として、日本とG

HQの間に立ち、さまざまな仲介活動をおこなう場面もあった⁽⁵⁸⁾。

戦後の華僑の経済的活動は、戦争中の統制による萎縮がはなはだしかった部門で、特に活発におこなわれた。それは、たとえば洋品や雑貨の小売業、衣料品関係業など

表3 出身地別在留中国人人口（1959年）〔人〕

台湾	福建	広東	江蘇	黒龍江	浙江	遼寧
20993	6008	5412	4014	60	3089	237
山東	上海市	香港	北京市	その他	不詳	計
1594	544	952	177	1098	421	44599

だった。そして、とくにいわゆる新華僑は、製菓事業による産業部門への進出を試み、さらに、たとえば神戸では1947年には金融機関も設立された。しかし、これらのことも、1947年後半期以降には停滞状態となった。⁽⁵⁹⁾戦後早期の日本の復興に、これら華僑の活発な活動が貢献した面もあるようだ。⁽⁶⁰⁾

日本華僑の以上の如き活動、特に経済的なそれについては、戦後1950年までを見た場合、終戦から1946年前半まで、1946年後半から1947年前半、そして1947年後半から1948年6月までの3期にわけ、第1期を「暴力的介入をも伴った非合法的経済活動時期」、第2期は日本の国内経済への浸透期、そして、第3期を統制経済による衰退時期と分けて考える見解がある。⁽⁶¹⁾

新旧華僑という区分は、上述の彼らの経済活動の総体的縮小によって、しだいに現実的意味を持たなくなる。それに代わり、1949年10月以降、中華人民共和国支持華僑と中華民国支持華僑の分立が顕在化した。そして、中華人民共和国支持華僑は、本国と日本やアメリカなどの間に国交がないため、日本においてはいかなる勢力の保護も受けられないという困難な立場に立たされた。

さて以下、地域ごとにみておこう。戦後華僑が組織化されたのは、神戸が最も早い。⁽⁶²⁾1947年当時、神戸華僑は、500万円以上の資産を持つものが35人（このうち台湾出身者25人）。1951年神戸華僑総会に登録した者は、2360戸7500人。1952年1月には7601人（大陸出身者4255人、台湾出身者3346人）。神戸から本国に決して少なくない数の帰国（帰還）者があった。1953年は第1次60人、第2次206人、第3次234人、1956年10人、1957年17人、1958年541人の帰還となっている。⁽⁶³⁾

大阪においては、1946年4月、関西中華国文学学校が創立され、劉徳雲理事長・沈容校長などが運営にあたった。⁽⁶⁴⁾華僑学校の設置・運営は、その地域の華僑社会安定の目安である。

横浜では、戦後早期に、霍成を中心として華僑の自治団体が組織された。東京に中華民国駐日軍事代表団がやって来ると、横浜には僑務分処が置かれた。1946年3月、中華民国留日横浜華僑連合会が成立し、鮑博公が会長となった。⁽⁶⁵⁾鮑は旧制一高出身、中華料理店「博雅亭」経営。彼の父親鮑棠は、横浜において最も早い時期に孫文の同志として活動した人物の一人だった。⁽⁶⁶⁾

東京については、1949年当時の華僑の名簿がある。いわゆる華僑だけでなく留学生なども含まれているものだが、それによれば、「尹之部」から「翟之部」まで224頁にわたって、氏名・年齢・籍貫（出身地）・現住所・電話・職業・家族が記されている。⁽⁶⁸⁾この名簿は、いわゆる左右分裂以前のもので、華僑の登録にも用いられた「高度の信頼性を持っている」もので、名簿に名が載った者は、大半がいわゆる世帯主でその数3136人。家族も含めれば総数は8203人だった。⁽⁶⁹⁾出身地別にみると、台湾5209人（63.50%）・浙江1011人（12.32%）・江蘇（南京・上海）484人（5.90%）・広東466人（5.68%）などで、職業別では、商品販売従事者1360人・一般事務員309人・医療保健技術者176人・社会団体役員144人などとなっている。⁽⁷⁰⁾

次に、華僑の自治組織の成立経過および組織の機構や機能について、立ち入って検討してみよう。1945年日本の敗戦とほぼ同時に、大陸各省出身者と台湾籍の者の間で、それぞれ独自に組織化の活動がおこなわれ、また、両者の間に摩擦も生じた。駐日代表団は、「僑務委員会僑民団体備案標準章程」に従い、組織統一を促し、各地に「華僑連合会」が、また、日本全体の組織として東京に「華僑総会」が創られた。「華僑連合会」は、大分をも含む各県市42カ所に創設された。⁽⁷¹⁾「華僑総会」の成立過程は、直接には東京における1946年1月の「華僑総会籌備大会」

に始まる。同年2月、章程が起草され、4月熱海において全国の代表者の大会が開催され章程を議決した。しかし、この時点でも、各地の組織の独自性は強く、5月に全体会議を開きようやく実質的統一を果たした。熱海での会議を通過した「中華民国留日華僑總會章程」によれば、会の「総旨」は「聯合僑胞、実現精神誠団結与互相敦睦、提高文化及資質、増進福利、聯絡祖国同胞、協助政府推行僑務」。各地方代表で構成される全体代表大会を最高機関とし、正副会長・執監委員・総務科・内務科・聯絡科・文化科・社会科・会計科によって会の運営や会務の執行がなされることになっていた⁽⁷²⁾。会務を分担執行する各科(組)は、具体的には、総務は文書・庶務・組織・企画・調査・統計のことにあたり、内務は僑務・学校の関係に、文化は文化・教育の関係に、社会は福利・交通・商務の関係に、会計は財務などのことにあたった⁽⁷³⁾。上述の全体組織「華僑總會」を「華僑連合總會」に、また地方組織「華僑連合會」を「華僑總會」に改めることが1951年春の連合會會長會議で決められた⁽⁷⁴⁾。

以上の、日本全体の華僑の組織化の前に、実は、台湾出身者のみの組織化の動きが存在した。台湾出身者は、既に終戦直後の1945年9月に、東京で台湾同郷會を創立している。戦後の台湾籍の華僑は、人口が多く人材も豊富で、華僑の自治組織の形成ならびにその指導に影響を与えた⁽⁷⁶⁾。1945年9月以降数回の會議をへて「台湾同郷會籌備委員會」がつくられ、同年秋、高天成を會長、高玉樹を副會長に、「留日台湾同郷會」が正式成立した⁽⁷⁷⁾。

既に述べているとおり、戦後華僑の組織化は、1945年8月神戸で最も早くおこなわれた。神戸においては、華僑の自治組織には、戦時中から各幫合同の動きがあったが、その動きと駐日代表團の指導のもとで組織化がすすんだ。1946年11月には、連合會の下部組織としての自治會設立も議決されている⁽⁷⁸⁾。神戸の場合、東京における全国的な動向に先んじて組織化がすすんだので、活動に独自性が強く、会の名称も連合會ではなく「華僑總會」を用い続けたが、その華僑總會は、たとえば、總會からの申請による、駐日代表團への登録に基づき受配が認定される、いわゆる食料の特配において、申請という重要な役割を担っており、これにより華僑總會への華僑の結束を容易なものにしたとされる。また、そのほかにも、中国人犯罪者の釈放・減刑などの場合にも力を果たした⁽⁸⁰⁾。ただし、同郷會やその他の諸団体の設立が、特配などと深く結びついていたため、しばしば華僑社会内部にも混乱が生じたようである⁽⁸¹⁾。

中華人民共和国の成立などのことをへて、華僑社会は1951年1月「留日華僑連合總會」の役員選任問題で分裂し、翌1952年8月には台湾から前行政院長の張群が来日、華僑と国民党との連携を説き「反共誓約問題」が起こった。このため左右の対立を煽る結果となり、横浜の華僑の学校でも、人事問題で混乱が生じた。1954年1月、中華人民共和国を支持する華僑が集まり「留日華僑協商會議」を成立させ、中華民国支持の「留日華僑連合總會」と並存した⁽⁸²⁾。

終戦当時日本には、いわゆる新華僑・旧華僑とか、大陸派・台湾派といった類別の枠外に位置する中国人が多数存在していた。それは、大戦中、徴用と称して強制的に日本に連行され日本の敗戦によって解放された人々だった。彼らの本国帰還は、1945年10月に第一船が中国本土に向け新潟を出航し、以後断続的に続けられた。同年12月、日本政府は彼らに対する補償を閣議決定。翌1946年3月、外務省が実態についての調査記録を作成した⁽⁸³⁾。1946年4月時点で、帰還希望者は、3万人余りが乗船待機をしていた⁽⁸⁴⁾。1953年3月、秋田県花岡で強制連行され同地で犠牲となった中国人に対する慰霊祭が実施され、4月には東京浅草でもおこなわれた。同年7月初めて551体の遺骨が送還され、1954年5月にも東京で慰霊祭が執り行われた⁽⁸⁵⁾。台湾への帰還は、やはり終戦直後の1945年12月から開始され、600人・1700余人・2168人と順次帰還し

⁽⁸⁶⁾た。1946年になり台湾同郷会内に、帰国委員会が設立され、帰還の促進と輸送の安全を期すために日本政府との交渉などの任にあたった。同年5月、委員会は帰還計画を作成。それは、5月9日・10日に佐世保から塘沽行き、舞鶴から上海行き、宇品から広東行きの船をそれぞれ出す、というものだった。しかし、出港地までの列車は窓ガラスがないなどきわめて劣悪で、鉄道の運行にあたる日本人との間に混乱が⁽⁸⁷⁾おこった。混乱は、前年の1945年11月頃にも起こって⁽⁸⁸⁾いる。中国人の帰還者数は、およそ4万1000人とも⁽⁸⁹⁾言われる。

解放されて帰還するのではなく、単に本国に帰国することは、1954年4月のサンフランシスコ条約発効後ようやく一部の華僑が台湾に帰国し始めたのが⁽⁹⁰⁾最初のようなのだ。東京華僑総会は、1955年9月「在日華僑のおかれている境遇について」なる声明を発表し、帰国（帰還）希望者に対する日本政府の便宜供与を⁽⁹¹⁾要請するなどしている。

IV 大分における中国人

戦後1947（昭和22）年10月の大分県における中国人および諸外国人の人口は表4-1・⁽⁹²⁾2のとおりであるが、これらの中国人がなぜ大分に在住するにいたったかについては、いまのところ明確な理由や背景が見出せない。九州各地および本州・四国の大分県に隣接する各県には、強制連行した中国人労働者を使役する多くの事業所が存在した。1959年にまとめられた『華人労務者就労事情調査報告書』によれば、大分県内に中国人使役の事業所は1ヵ所も報告されていない。ただし、福岡県13ヵ所、⁽⁹³⁾長崎県4ヵ所、熊本・宮崎・鹿児島・愛媛・山口の各県にそれぞれ1ヵ所の事業所があった。九州における事業所使役の中国人および使役による殉難者の数は、北海道について多く、1953年9月には、華僑総会などによる遺骨収集のための準備会がおこなわれたが、実際の組織的運動には⁽⁹⁴⁾いたらなかった。個別には、たとえば九州・山口では、⁽⁹⁵⁾門司・下関で中国人の遺骨が戦後発見されている。近県の事業所で使役されていた中国人

が、終戦後大分に移動したことは全く否定はできないが、きわめて考えにくいことである。⁽⁹⁶⁾

1946年1月大分駐留連合軍軍司令官は、在県外国人が日本の裁判管轄下にある事等を明示し、また、1947年5月の外国人登録令をうけて、県当局は、完全なる登録実施をめざして市町村を指導し、外国人団体の幹部を招致して協力を求めた。1948年7月には二重登録などの防止のため食料配給通帳との照会をおこない、1950年1月には登録の全国一斉切替のもと、大分県で

表4-1 大分県在留主要外国人人口（郡市別・1947年10月）〔人〕

郡市別	朝鮮人			中国人			その他		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	8695	6115	2580	273	155	118	49	27	22
大分市	385	252	133	74	44	30	9	7	2
別府市	1716	1350	366	32	20	12	32	13	19
中津市	875	495	380	40	25	15	5	4	1
佐伯市	95	53	42	15	5	10	—	—	—
西国東郡	136	77	59	1	1	—	—	—	—
東国東郡	185	109	76	4	1	3	—	—	—
速見郡	504	407	97	2	2	—	—	—	—
大分郡	548	405	143	9	4	5	—	—	—
北海部郡	1799	1331	468	37	21	16	—	—	—
南海部郡	66	49	17	1	1	—	—	—	—
大野郡	494	341	153	37	21	16	2	2	—
直入郡	179	119	60	9	5	4	—	—	—
日田郡	133	109	24	6	1	5	1	1	—
下毛郡	632	467	165	1	—	1	—	—	—
宇佐郡	641	364	277	5	4	1	—	—	—

大分の中国人に関する覚書

表4-2 大分県在留主要外国人人口（町村別・1947年10月）〔人〕

町 村 別	朝 鮮 人			中 国 人			そ の 他		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
西国東郡									
東都甲村	11	11	—	1	1	—	—	—	—
東国東郡									
竹田津町	24	15	9	1	—	1	—	—	—
武蔵町	19	7	12	3	1	2	—	—	—
速見郡									
日出町	2	2	—	2	2	—	—	—	—
大分郡									
西庄内村	19	10	9	9	4	5	—	—	—
北海部郡									
坂ノ市町	773	535	238	1	1	—	—	—	—
佐賀関町	23	18	5	14	6	8	—	—	—
臼杵町	98	89	9	9	6	3	—	—	—
津久見町	92	75	17	13	8	5	—	—	—
南海部郡									
川原木村	1	1	—	1	1	—	—	—	—
大野郡									
野津町	20	11	9	16	8	8	—	—	—
南野津町	21	12	9	6	5	1	—	—	—
三重町	16	14	2	15	8	7	—	—	—
直入郡									
宮砥村	8	4	4	1	1	—	—	—	—
荻村	50	32	18	2	1	1	—	—	—
長湯村	2	2	—	6	3	3	—	—	—
日田郡									
中津江村	—	—	—	6	1	5	—	—	—
下毛郡									
今津町	97	50	47	1	—	1	—	—	—
宇佐郡									
横山村	18	12	6	4	3	1	—	—	—
長洲町	36	12	24	1	1	—	—	—	—

も実施され、この間登録令違反で国外退去となった外国人は朝鮮人9名などとなっているが、中国人は皆無だった。大分の中国人は「華僑学校」を組織し、1948年10月10日には同校生徒など150人が集まり、大分県華僑連合会のもとで双十節を祝った⁽⁹⁷⁾。

大分県においても、在留中国人の帰還がおこなわれた。GHQから県に1日あたりの帰還の取り計らいをおこなうべき平均人員の割当があり、主要な駅や乗船の港などに県職員が配置され、朝鮮人・台湾人の諸団体の協力もあつた⁽⁹⁸⁾。帰還はGHQの指示で1947年9月にいったん停止し、同年12月に再開、1950年11月GHQより日本政府あて覚書により全国的に廃止された⁽⁹⁹⁾。帰還の実施状況は表5参照⁽¹⁰⁰⁾。

さて、大分県立大分図書館において所蔵・公開している「大分県行政資料」のなかには、1950年代前半を中心とする一群の外国人登録関係行政

文書が存在する。その全体的な概要と史料の意義については、別の機会に紹介・検討をおこないたいと考えるので、ここでは、直接中国人の外国人登録に関する当該資料のみ概観しておきたい。先ず、『外国人登録令通牒綴（昭和27年度 地方課）』がある。表題からもわかるように

表5 大分県在留外国人等帰還状況（1947年9月）〔人〕

出身地	終戦時在留数	転 入	転 出	差引人員	帰還人員	残留数
朝 鮮	42000	800	16321	26479	17979	8500
琉 球	10103	2042	450	11695	9195	2500
中 国	450	105	40	515	207	308
その他	26	—	2	24	—	24
計	52579	2947	16813	38713	27381	11332

や発音などについて解説したものである。『外国人登録原票閉鎖一件（昭和28年度 地方課）』は、当該年度における死亡など登録の改廃をまとめたもの。同年5月2日、「中華民国人 王某」の死亡が確認できる。その他に中国人の記載はない。『外国人登録（昭和29年9月～昭和31年7月 地方課）』は、たとえば本省から送られてきた「外国人登録国籍別人員調査一覧表（昭和29年7月末現在入国管理局登録課）」など多数の人口統計表を含む、外国人登録に関する国からの送達文書の雑纂である。同内容のものに『外国人登録雑件（昭和39年度 地方課）』がある。『外国人居住地変更登録報告（昭和31年度 地方課）』は、表題のとおり外国人の居住地の変更届けを編纂したもので、中国人のものも記録されている。さらに、『通報及び動静報告一件（昭和32年度 地方課）』は、何らかの理由で収監されている外国人の一覧で、少数だが中国人も含まれている。最後に、同名のファイル2冊を含む、『外国人登録台帳（地方課）』（仮に登録台帳Aとする）・『外国人登録台帳（地方課）』（仮に登録台帳Bとする）・『外国人登録番号台帳（地方課）』・『外国人登録索引簿（地方課）』の4冊のファイルは相互に関連しあう資料の綴りである。登録台帳Aは大分県全域の外国人について氏名・国籍などを記録している。登録台帳Bは、日田地区の外国人の「新登録番号」・国籍・性別・生年月日などを記録。『外国人登録番号台帳（地方課）』は登録台帳Bと同様の項目について、佐伯地区の外国人に関して記録している。最後に『外国人登録索引簿（地方課）』は大分県全域の外国人について各地域ごとの登録番号順に氏名・生年月日・出身地（国籍）が記されている。4者の関係は、登録台帳Bおよび『外国人登録番号台帳（地方課）』を国籍・氏名順に集成したものが登録台帳A、登録番号順に集成したものが『外国人登録索引簿（地方課）』であり、各ファイルとも、作成年代の記載はない。本稿では、これらのうち大分県全域の外国人を国籍・氏名順に網羅した登録台帳A『外国人登録台帳（地方課）』についてその内容を紹介し、若干の分析を試みたい。

『外国人登録台帳（地方課）』は全体が、市販のうすみどり色布張バインダーにとじられており、まずB4の大分県用箋（縦書き罫紙罫線は朱色）を二つ折にしB5判大横書き罫紙としたものが白紙のまま3枚とじられている。その後専用紙がとじられており、それに、スペイン3人・「オーストラリア」3人・ソ連3人・アルゼンチン1人・「U. S. A」98人（重複があり実数は98人未満）・ベルギー2人・「スロバキヤ」1人・スイス1人・フィリピン1人・無国籍7人・イタリア29人・英国2人・パナマ8人・ドイツ1人・ブラジル2人・カナダ3人、そして以下「中国」人・「朝鮮」人・「韓国」人をイロハ順に青インクで手書きしている。専用紙はB5判大で、表裏に、下図の如く各欄・罫線が黒色で印刷されている（図中の欄の大きさおよび欄相互の大きさの割合は必ずしも原本どおりではない）。図に示したように、1頁に13行分マスがあり、登録番号の欄には新旧ともに7桁の数字が書き込めるように点線で位取りがしてある。氏名などの記入には、これに少なくとも2種類の青インクが使用されている。筆者には、筆跡について異同を識別する能力がないので、記録が何人の人物の手になるのかは判別できない。国籍欄の記述から中国人と判断できる者のみを集成すると、表6の如く166の中国人（籍）が存在することがわかる。氏名・国籍・新旧登録番号は省略し、行論の都合上氏名にかわる個別認識の標識としてそれぞれに番号を付した。

他の外国人の備考欄の書き込みによれば、朝鮮籍の男子で「27. 12. 16」に大阪へ転出したものがあり、また同じく朝鮮籍の男子で「29. 7. 27」に死亡し同日登録「閉鎖」となった者がおり、この登録簿の作成年月は1952（昭和27）年12月16日以前であり、少なくとも1954（昭和2

大分の中国人に関する覚書

氏名	国籍	男女別	新登録番号	旧登録番号	市町村名	備考

9) 年7月27日までは使用されていたとすることができ、1952年4月に外国人登録法が施行されており、また新旧の登録番号が記されていることを勘案すると、この登録簿は、登録法の施行にあたって作成されたものと推測される。記載の不備な者が4名いる。037は「横山町」とあるが「横山村」の誤りである。⁽¹⁰¹⁾123・153は性別・市町村名が記入されていない。そして155は氏名が原音でそのままカタカナ書きされている。さらに、国籍はすべて「中国」だが、050のみ「中華」と記入されている。まず、男女の割合を不明1名を除く165名について

てみると、男92人(約55.8%)、女73人(約44.2%)。備考欄からうかがえる転出・転入といった移動は18人(約11%)。居住地については、不明1を除く165人中、市部居住者が135人(約82%)で、内訳は、大分市66人(40%・市部中では約49%)・中津市41名(約25%・市部中で約30%)・別府市16人(約10%・市部中で約12%)・津久見市6人・日田市3人・その他3

人。町村部は30人(約19%)で、同じく内訳は、三重町10人(約6%・町村部中約33%)・野津町4人(約2%・町村部中約13%)その他(町)4人・横山村10人(約6%・町村部中約33%)・その他(村)2人、となっている。さらに、たとえば「○○子」といった名前から、明らかに日本女性と推測される者が25人いて、登録番号から、それらの女性はほとんどが成人女性と判断される。1965(昭和40)年の統計であるが、日本における夫婦のうちどちらか一方が外国籍の者は表7のとおりである。⁽¹⁰²⁾

表7 夫婦の国籍別婚姻数 (1965年) [人]

	夫日本 ・妻外国	妻日本 ・夫外国
朝鮮	843	1128
中国	121	158
アメリカ	64	1592
その他	39	211
小計	1067	3089
総計	4156	

V おわりに

1947年9月大分における外国人総数は10,971人、うち中国238人、朝鮮10,692人。同年九州全体で中国3,091人、日本全体で外国人566,642人、うち中国は29,932人、朝鮮529,907人⁽¹⁰³⁾だった。外国人登録法施行前後の大分の中国人は、8割以上が市部に住んでいることから、都市中心の居住形態になっていたと言ってよい。また、男女の割合は、ほぼ1対1で、きわめて女性の比率が高く、いわゆる移民社会の初期の段階でみられる男性に傾斜した男女比のアンバランスはまったく存在しない。ところで、出自は日本人であると思われる名を持った女性が25人おり全女性中の3割を越えている。おそらくこれらの女性は、中国人男性と結婚して国籍および姓は中国ということになったものと考えられる。彼女達は、民族的に「日本」に出自しながら、法令の施行によっていわば国家の論理により「中国」を受け入れ、また、「中国」を自覚することを求められたわけであり、そのことに象徴的に現れた如く、戦後制定された外国人の待遇に関する法令は、国家の内と外とを明分するなかで、きわめて明確かつ強力な日本国家の意思の形成・発露として、先ず存在した。大分での日本名を持つ中国籍女性は、それらのことの結果としてあるのだ、とすることができる。そして、中央での外国人政策の混乱と、法の執行という形で忠実にその混乱をなぞる地方行政機関という図式がいわば定式化した時に、そこには国家間の憎悪よりも根深い、民族間の不信のめばえとでもいったものが兆したのではなからうか。

かつて大分に関する近現代史研究は「個別研究より通史が先行して来た感がある」とされた⁽¹⁰⁴⁾が、いくつかの例外を除けば、このことは現在も継続中の如く見受けられる。本稿は、近現代の大分における外国人の歴史、特に中国人のそれについて、ささやかではあるが「個別」的蓄積を成すことをめざした。大分における華僑の組織化⁽¹⁰⁵⁾の理念や構造・機能などに関しては、稿をあらためて検討することとしたい。

注

- (1) 内田直作・塩脇幸四郎『留日華僑経済分析』河出書房、1950年。
- (2) 許淑真「留日華僑総会の成立について(一九四五—一九五二) — 阪神華僑を中心として —」山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』巖南堂書店、1983年。
- (3) 鴻山俊雄『神戸大阪の華僑』華僑問題研究所、1979年。
- (4) 植田捷雄「日本における中国人の法的地位—幕末より今次大戦に至る—」『アジア研究』1—3、1955年3月。
- (5) 日華文化協会調査部編『中共の華僑・少数民族政策』日華文化協会、1953年。
- (6) 梶村秀樹編『朝鮮現代史の手引』勁草書房、1981年、142～148頁。
- (7) 飛田雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」『在日朝鮮人史研究』6、1980年6月。
- (8) 内海愛子「戦後在日朝鮮人関係年表」佐藤勝巳編『在日朝鮮人の諸問題』同成社、1971年。その他に、朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、1988年。歴史的研究ではないが、姜徹『在日朝鮮人の人権と日本の法律』雄山閣、1987年、などがある。

大分の中国人に関する覚書

- (9) 古庄ゆき子「大分県における朝鮮人」小沢有作編『近代民衆の記録』10、新人物往来社、1978年。大分県総務部総務課編『大分県史』近代篇IV、大分県、1988年、381～406頁。
- (10) 茅原圭子・森栗茂一「福清華僑の日本で呉服行商について」『地理学報』27、1989年に大分県在住華僑のライフヒストリーに関するふたつの事例紹介がある。
- (11) 歴史学研究会編『日本同時代史』1、青木書店、1990年、239～243頁。
- (12) 総理府統計局編『日本統計年鑑』第4回、日本統計協会・毎日新聞社、1953年、36～37頁、より作表。
- (13) 法務省出入国管理局編『出入国管理とその実態(昭和30年)』大蔵省印刷局、1955年、14頁。
- (14) 同前、15頁。
- (15) 外国人登録事務協議会全国連合法令研究会編『外国人登録事務必携』日本加除出版、1985年、124～129頁。
- (16) 黒木忠正・細川清『外事法・国籍法』ぎょうせい、1988年、191頁。
- (17) 前掲『外国人登録事務必携』129～131頁。
- (18) 前掲『出入国管理とその実態(昭和30年)』16頁、より作表。
- (19) 前掲『外事法・国籍法』191～194頁。
- (20) 前掲『外国人登録事務必携』131～132頁。
- (21) 梶村秀樹・佐藤勝巳「在日朝鮮人の戦後史と日本国家」前掲『在日朝鮮人の諸問題』。
- (22) 前掲『外国人登録事務必携』137～146頁。
- (23) 同前、139頁。
- (24) 同前、147～153頁。
- (25) 前掲『出入国管理とその実態(昭和30年)』17頁。
- (26) 前掲『外国人登録事務必携』159～160頁。
- (27) アルフレッド・オプラー、内藤頼博監、納谷廣美・高地茂世訳『日本占領と法制改革』日本評論社、1990年、131頁。
- (28) 歴史学研究会編『日本同時代史』2、青木書店、1990年、205～208頁。
- (29) 法務省入国管理局編『出入国管理の回顧と展望—昭和55年度版—』法務省入国管理局、1980年、122頁。
- (30) 油井大三郎「朝鮮戦争と片面講和」歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本歴史』11現代1、東京大学出版会、1985年、143～188頁。
- (31) 猪木正道「日華平和条約の締結」『青山国際政経論集』15、1990年1月。
- (32) 前掲『外国人登録事務必携』162～165頁。
- (33) 前掲『出入国管理の回顧と展望—昭和55年度版—』123頁。
- (34) 「四十年大事紀」日本中華聯合總會編『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』日本中華聯合總會、1986年、123頁。
- (35) 前掲『出入国管理の回顧と展望—昭和55年度版—』124頁。
- (36) 古関彰一・青木哲夫「サンフランシスコ体制下の政治」前掲『講座 日本歴史』11現代1、192頁。
- (37) 前掲『出入国管理とその実態(昭和30年)』26頁。
- (38) 前掲「留日華僑總會の成立について(一九四五—一九五二) —阪神華僑を中心として—」

150～151頁。

- (39) 「戦後華僑の歩み 年表(一)」『華僑生活』2、1962年7月、7頁。
- (40) 前掲『外国人登録事務必携』131～132頁。
- (41) 僑務委員会編『華僑投資台湾工砵事業導論』僑務委員会、1950年。
- (42) 同前、82～83頁。
- (43) 吳伯康「僑居日本憶述片断」広東省政治協商会議文史資料研究委員会編『華僑滄桑録』広東人民出版社、1984年、103頁。
- (44) 石井明「中国と対日講和—中華民国政府の立場を中心に—」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986年。
- (45) 僑務会議実録編輯委員会編『僑務会議実録』海外出版社、1942年序、235～259頁。
- (46) 周には、周祥賡『日本居留四十年』永順貿易、1966年、がある。
- (47) 前掲『僑務会議実録』21～22頁。
- (48) 僑務委員会編『僑務法規』僑務委員会、1956年、27頁。
- (49) 黄如捷「僑務工作機構与群衆組織」王京治主編『僑務知識手冊』中国華僑出版公司、1989年、49頁。
- (50) Stephen Fitzgerald *Chinese and the Overseas Chinese* Cambridge University Press, 1972, pp. 74～78. (スティーヴン・フィッツジェラルド、鹿島平和研究所訳『中国と華僑』鹿島研究所出版会、1974年、114～120頁。)
- (51) 江口朴郎『戦後日本史』II、青木書店、1961年、106～109頁。
- (52) 童玉民「日本神戸華僑史話」『天津文史資料』17、1981年、220頁。
- (53) 同前、220～221頁。
- (54) 前掲「僑務工作機構与群衆組織」49～51頁。
- (55) 翁景熹「留日華僑當前的幾個問題」華僑協會總會編『華僑問題論文特刊』華僑協會總會年会、1953年、53～56頁。
- (56) 入管統計研究会『我が国をめぐる国際人流の変遷』大蔵省印刷局、1990年、95頁、より作表。
- (57) 前掲『僑務会議実録』75～76頁。
- (58) 前掲『日本居留四十年』49～50頁。
- (59) 内田直作『日本華僑社会の研究』同文館、1949年、35～40頁。
- (60) 鴻山俊雄『神戸と在留中国人』東亜学社、1954年、22～25頁。
- (61) 前掲『留日華僑経済分析』53～70・117～120頁。
- (62) 前掲「留日華僑總會の成立について(一九四五—一九五二)」142頁。
- (63) 前掲「日本神戸華僑史話」202頁。
- (64) 張慧琴「大阪中華学校的回顧与前瞻」前掲『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』93頁。
- (65) 吳笑安「四十年来横浜僑社」前掲『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』78～79頁。
- (66) 菅原幸助『日本の華僑』朝日新聞社、1979年、19～26頁。
- (67) 拙稿「孫文の革命運動における興中会の意義—特に華僑の問題と関連して—」『近代中国』9、1981年6月。

大分の中国人に関する覚書

- (68) 李森耀編『留日東京華僑聯合会（会員名簿）』林以文(留日東京華僑聯合会)、1949年。
- (69) 李献璋「東京華僑の実態を分析する—旧聯合会名簿を資料として」『華僑生活』2—3、1963年3月、14頁。
- (70) 同前、16～17頁。
- (71) 宋越倫『留日華僑小史』中央文物供給社、1953年、37頁。
- (72) 同前、38頁。
- (73) 宋越倫、熊谷治訳『中日民族文化交流史』弘文堂、1970年、225頁。
- (74) 前掲『留日華僑小史』39頁。
- (75) 前掲「戦後華僑の歩み 年表（一）」7頁。
- (76) 前掲『中日民族文化交流史』223頁。
- (77) 楊文魁「日本中華聯合總會成立前簡史」前掲『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』99～100頁。
- (78) 前掲「留日華僑總會の成立について(一九四五—一九五二)」141～149頁
- (79) 同前、162～170頁。
- (80) 同前、170～174頁。
- (81) 「台湾同郷会設立経過について」『華僑生活』2、1962年7月、8～11頁。編輯部「戦後華僑の歩み(5) 特別食料配給の獲得と停止」『華僑生活』2—9・10合併号、1963年12月、3～7頁。
- (82) 須山卓『華僑社会—勢力と実態』国際日本協会、1955年、107～118頁。
- (83) 田中宏・内海愛子・石飛仁解説『資料 中国人強制連行』明石書店、1987年、745～763頁。
- (84) 前掲『留日華僑経済分析』76頁。
- (85) 前掲『資料 中国人強制連行』745～763頁。
- (86) 前掲「戦後華僑の歩み 年表（一）」7頁。その他終戦直後の台湾出身者の帰還希望の強さについては、たとえば塩見俊二『秘録・終戦直後の台湾』高知新聞社、1979年、22～24頁、参照。
- (87) 編輯部「戦後華僑の歩み(3) 帰国問題の経過」『華僑生活』2—3、1963年3月、3～5頁。
- (88) 編輯部「戦後華僑の歩み(4) 帰国問題の経過(続き)」『華僑生活』2—7、1963年7月、6～7頁。
- (89) 前掲『出入国管理とその実態(昭和30年)』15頁。
- (90) 戴國輝『華僑』研文出版、1980年、103～104頁。
- (91) 前掲『資料 中国人強制連行』453～456頁。
- (92) 大分県総務部企画調査課編『大分県統計年鑑』(1950年版)、大分県、1951年、人口の部44～50頁、より作表。中国人の存在しない郡市町村は表から除外したので、朝鮮人の場合必ずしも各欄の合計と「総数」は一致しない。当該国人が存在しない場合「—」と表記した。
- (93) 前掲『資料 中国人強制連行』283～294頁。
- (94) 同前、436頁。
- (95) 同前、442・483頁。

- (96) 『大分合同新聞』1946年1月30日「日本人と同様 法規を適用 在県朝鮮人と外国人」。大分県総務部企画調査課編『戦後県政の回顧』大分県、1951年、418頁。
- (97) 同前、418頁。『大分合同新聞』1948年10月11日「在県華僑連合会の双十節祝典」
- (98) 前掲『戦後県政の回顧』、419頁。
- (99) 同前、419～420頁。
- (100) 同前、419頁より作表。
- (101) 横山村は、現在の宇佐市の一部。今津町は、現在の中津市の一部。長洲町は、横山村同様現在の宇佐市の一部。阿南村は、現在の庄内町の一部。他の市・町は現在も存続している。富来隆『大分の歴史』9、大分合同新聞社、1979年、200～230頁。
- (102) 前掲『我が国をめぐる国際人流の変遷』65頁。
- (103) 前掲『外国人登録事務必携』154頁。
- (104) 末広利人「大分県近現代史研究の現状と課題」『大分県地方史』98、1980年8月、59頁。
- (105) 戦後大分における華僑の組織化は、既述のとおり1946年以前にさかのぼる。

表 6

番 号	性別	市町村名	備 考	番 号	性別	市町村名	備 考
001	男	中津市	長崎市より	027	男	横山村	出生 入国 京都府より
002	女	大分市		028	男	中津市	
003	女	大分市		029	男	今津町	
004	男	大分市		030	男	中津市	
005	男	大分市		031	女	津久見市	
006	男	大分市		032	男	津久見市	
007	男	三重町		033	男	中津市	
008	女	大分市		034	男	大分市	
009	男	大分市		035	男	中津市	
010	女	別府市		036	男	中津市	
011	女	別府市		037	女	横山町	
012	女	中津市		038	女	津久見市	
013	女	中津市		039	男	中津市	
014	男	中津市		040	女	横山村	
015	女	中津市		041	男	津久見市	
016	女	中津市		042	女	別府市	
017	女	中津市		043	男	大分市	
018	男	中津市		044	男	横山村	
019	女	横山村		045	女	中津市	
020	男	横山村		046	男	別府市	
021	男	中津市		047	女	別府市	
022	男	横山村		048	女	大分市	
023	男	横山村		049	男	大分市	
024	男	横山村		050	女	別府市	
025	女	横山村		051	女	別府市	
026	女	横山村		052	男	別府市	

大分の中国人の関する覚書

053	女	佐伯市	
054	男	大分市	
055	女	大分市	
056	女	大分市	
057	男	大分市	
058	女	大分市	
059	男	大分市	
060	女	大分市	
061	男	大分市	
062	男	大分市	
063	男	大分市	
064	女	大分市	別府市へ
065	女	大分市	
066	男	大分市	
067	男	大分市	
068	男	大分市	
069	女	大分市	
070	男	大分市	
071	女	大分市	
072	男	大分市	
073	男	大分市	
074	男	大分市	
075	女	大分市	
076	男	大分市	
077	男	大分市	
078	男	大分市	別府市
079	男	中津市	
080	男	中津市	
081	男	直川村	
082	男	大分市	
083	男	中津市	
084	男	中津市	
085	男	大分市	
086	男	中津市	
087	女	大分市	
088	男	別府市	佐伯市へ
089	男	長洲町	
090	女	大分市	
091	男	中津市	
092	男	大分市	
093	女	大分市	
094	女	大分市	
095	男	野津町	
096	女	中津市	
097	女	大分市	

098	女	大分市	
099	女	別府市	佐伯市へ転出
100	男	大分市	
101	女	大分市	
102	女	大分市	
103	女	大分市	
104	男	大分市	
105	男	大分市	
106	女	大分市	
107	女	大分市	
108	女	中津市	
109	女	佐伯市	津久見市へ
110	男	大分市	
111	女	大分市	
112	男	津久見市	
113	男	大分市	
114	女	大分市	
115	男	大分市	
116	女	中津市	
117	男	津久見市	
118	女	別府市	
119	男	大分市	
120	男	大分市	
121	男	大分市	
122	女	中津市	
123		野津町	他□より
124	男	野津町	他□より
125	男	野津町	他□より
126	男	中津市	
127	男	三重市	28.2.24死亡
128	女	大分市	
129	女	三重市	阿南村
130	女	三重町	
131	女	三重町	
132	男	大分市	
133	男	三重町	
134	男	三重町	
135	男	三重町	
136	女	三重町	
137	女	阿南村	
138	男	別府市	東京都より
139	男	臼杵市	
140	女	別府市	
141	女	別府市	
142	男	中津市	

松 本 武 彦

143	男	大分市		155	女	玖珠町	不起訴により
144	男	三重町		156	女	日田市	福岡県より
145	女	中津市		157	女	中津市	
146	男	大分市		158	男	中津市	
147	女	中津市		159	女	中津市	
148	女	大分市		160	女	中津市	
149	男	日田市	福岡県より	161	女	中津市	
150	男	日田市	福岡県より	162	女	中津市	
151	女	中津市		163	男	中津市	
152	男	別府市	鹿児島市より	164	男	中津市	
153	女			165	男	中津市	
154	男	別府市	新〇市より	166	男	中津市	

市町村別の欄などに記された実線は、線の数も含めて原史料のまま。青インクの109番を除くすべての線が赤インクによって引かれている。また、原史料に「〃」とあるのは、すべて文字化した。

〔付 記〕本稿は、平成2年度文部省科学研究費一般研究（C）による、研究成果の一部である。